

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第八十号

平成二十五年

十一月二十二日

金 曜 日

## 目次

### 規 則

○山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………一

## 規 則

### 山梨県規則第三十七号

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十一月二十二日

山梨県知事

横 内 正 明

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条」を「第七十条」に改める。

第六十四条第二項中「同項の表の各号の上欄に掲げる者」を「同項に規定する法人」に改め、「同表の各号の下欄に掲げる」を削り、同条第五項中「同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者は」を「同条第二項に規定する法人は」に改め、同項第二号ロ及びハ中「及び第七十条」を削り、同項第五号及び同条第六項中「同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者」を「同条第二項に規定する法人」に改める。

第六十五条第二項中「第七十三条第二項の表の各号の上欄に掲げる者」を「第七十三条第二項に規定する法人」に改め、「同表の各号の下欄に掲げる」を削り、同条第三項第一号中「第七十五条第三項」を「第七十四条第三項」に、「本項」を「この項」に改め、同条第四項中「同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者」を「同条第二項に規定する法人」に改める。

第七十条を削り、第七十一条を第七十条とする。

第三号様式(その一)裏面を次のように改める。

(裏面)

○ 納付の方法

次の納付場所に本書（同封の納付書）を持参して納付してください。

納付場所	
山梨県指定金融機関	山梨中央銀行 本・支店
山梨県指定代理金融機関	近畿大阪銀行 梅田営業部
山梨県収納代理金融機関	銀行（みずほ銀行及びゆうちょ銀行を除く。）、信用金庫、信用組合、農業協同組合、商工組合中央金庫及び労働金庫の県内本・支店
	みずほ銀行 本・支店
	ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局（山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に所在するものに限る。）
税事務所	山梨県の県税事務所

注 農業協同組合及び郵便局については、取り扱っていないところもありますので確認の上納付してください。

○ 納期限までに納付しなかつた場合

1 延滞金

納期限までに税金を納付しなかつた場合は、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付されない税額（当該税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）に、次の(1)及び(2)の期間の区分ごとに当該(1)及び(2)に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）を延滞金として納めなければなりません。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

年7.3%の割合（特例基準割合（当該期間の属する各年の前年の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。(2)において同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過する日後の期間

年14.6%の割合（特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）

2 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることとなります。

○ この処分に不服がある場合

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、原則として前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第三号様式(その二)裏面を次のように改める。

○ 納期の末日に振替納付がなかつた場合

1 延滞金

納期限の日に振替納付がなかつた場合は、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付されない税額（当該税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）に、次の(1)及び(2)の期間の区分ごとに当該(1)及び(2)に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）を延滞金として納めなければなりません。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

年7.3%の割合（特例基準割合（当該期間の属する各年の前年の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。(2)において同じ。)が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合）

(2) 納期限の翌日から1月を経過する日後の期間

年14.6%の割合（特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）

2 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。

○ この処分に不服がある場合

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、原則として前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第三号様式(その五)裏面を次のように改める。

(裏面)

○ 納付の方法

次の納付場所に本書を持参して納付してください。

納付場所	
山梨県指定金融機関	山梨中央銀行 本・支店
山梨県指定代理金融機関	近畿大阪銀行 梅田営業部
山梨県収納代理金融機関	銀行（みずほ銀行及びゆうちょ銀行を除く。）、信用金庫、信用組合、農業協同組合、商工組合中央金庫及び労働金庫の県内本・支店
	みずほ銀行 本・支店
	ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局（山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に所在するものに限る。）
税事務所	山梨県の県税事務所
収納の事務の委託を受けた者	

注 農業協同組合及び郵便局については、取り扱っていないところもありますので確認の上納付してください。

○ 納期限までに納付しなかつた場合

1 延滞金

納期限までに税金を納付しなかつた場合は、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付されない税額（当該税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）に、次の(1)及び(2)の期間の区分ごとに当該(1)及び(2)に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）を延滞金として納めなければなりません。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

年7.3%の割合（特例基準割合（当該期間の属する各年の前年の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。（2）において同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過する日後の期間

年14.6%の割合（特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）

2 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。

○ この処分に不服がある場合

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、原則として前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第五号様式裏面を次のように改める。

(裏面)

○ 納付（納入）の方法

次の納付（納入）場所に同封の納付（納入）書を持参して納付（納入）してください。

納付（納入）場所	
山梨県指定金融機関	山梨中央銀行 本・支店
山梨県指定代理金融機関	近畿大阪銀行 梅田営業部
山梨県収納代理金融機関	銀行（みずほ銀行及びゆうちょ銀行を除く。）、信用金庫、信用組合、農業協同組合、商工組合中央金庫及び労働金庫の県内本・支店
	みずほ銀行 本・支店
	ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局（山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に所在するものに限る。）
税事務所	山梨県の県税事務所

注 農業協同組合及び郵便局については、取り扱っていないところもありますので確認の上納付（納入）してください。

○ 納付（納入）の期限までに納付（納入）しなかつた場合

納付（納入）の期限までにあなたが第2次納税義務者（保証人）として納付（納入）すべき金額を完納しないため、督促を受け、かつ、納付（納入）催告書を発した日から起算して10日を経過した日までにあなたが第2次納税義務者（保証人）として納付（納入）すべき金額を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。

○ この処分に不服がある場合

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、原則として前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第八号様式裏面を次のように改める。

(裏面)

○ 納付（納入）の方法

次の納付（納入）場所に同封の納付（納入）書を持参して納付（納入）してください。

納付（納入）場所	
山梨県指定金融機関	山梨中央銀行 本・支店
山梨県指定代理金融機関	近畿大阪銀行 梅田営業部
山梨県収納代理金融機関	銀行（みずほ銀行及びゆうちょ銀行を除く。）、信用金庫、信用組合、農業協同組合、商工組合中央金庫及び労働金庫の県内本・支店
	みずほ銀行 本・支店
	ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局（山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に所在するものに限る。）
税事務所	山梨県の県税事務所

注 農業協同組合及び郵便局については、取り扱っていないところもありますので確認の上納付（納入）してください。

○ 納期限までに納付（納入）しなかつた場合

変更前の納期限までに税金を納付（納入）しなかつた場合は、変更前の納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、納付（納入）されない税額（当該税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）に、次の(1)及び(2)の期間の区分ごとに当該(1)及び(2)に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）を延滞金として納めなければなりません。

(1) 変更前の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

年7.3%の割合（特例基準割合（当該期間の属する各年の前年の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。（2）において同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合））

(2) 変更前の納期限の翌日から1月を経過する日後の期間

年14.6%の割合（特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）

○ この処分に不服がある場合

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、原則として前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第三十八号様式(その二)裏面を次のように改める。

1 滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることになります。

2 延滞金

納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、納付（納入）されない税額（当該税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）につき、次の(1)及び(2)の期間の区分ごとに当該(1)及び(2)に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）を延滞金として納めなければなりません。ただし、申告して納付（納入）する県税で更正・決定を受けた場合にあつては、法定納期限の翌日からこの通知書による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、次の(1)に掲げる割合を乗じて得た額となります。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

年7.3%の割合（特例基準割合（当該期間の属する各年の前年の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。（2）において同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過する日後の期間

年14.6%の割合（特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）

3 不服審査

この書面に係る処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内又は地方税法第19条の4第1号に規定する期限のいずれか早い期限までに知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、原則として前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第三十八号様式(その二)裏面を次のように改める。

1 滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることとなります。

2 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付されない税額(当該税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。)につき、次の(1)及び(2)の期間の区分ごとに当該(1)及び(2)に掲げる割合を乗じて得た額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。)を延滞金として納めなければなりません。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

年7.3%の割合(特例基準割合(当該期間の属する各年の前年の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。(2)において同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合)

(2) 納期限の翌日から1月を経過する日後の期間

年14.6%の割合(特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)

3 不服審査

この書面に係る処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内又は地方税法第19条の4第1号に規定する期限のいずれか早い期限までに知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、原則として前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四十五号様式裏面を次のように改める。

(裏面)

この更正・決定・加算金決定は、地方税法第20条の9の3、第55条、第72条の39、第72条の41、第72条の41の2、第72条の46又は第72条の47の規定によるものです。納付すべき金額がある場合は、指定された納期限までに納付してください。

○ 納付の方法

次の納付場所に、同封の納付書を持参して納付してください。

納付場所	
山梨県指定金融機関	山梨中央銀行 本・支店
山梨県指定代理金融機関	近畿大阪銀行 梅田営業部
山梨県収納代理金融機関	銀行（みずほ銀行及びゆうちょ銀行を除く。）、信用金庫、信用組合、農業協同組合、商工組合中央金庫及び労働金庫の県内本・支店 みずほ銀行 本・支店 ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局（山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に所在するものに限る。）
税事務所	山梨県の県税事務所

注 農業協同組合及び郵便局については、取り扱っていないところもありますので確認の上納付してください。

○ 延滞金

不足税額に係る延滞金として、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間（地方税法第56条第3項及び第72条の44第3項に規定する期間を除く。）の日数に応じ、不足税額（当該税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）に次の(1)及び(2)の期間の区分ごとに当該(1)及び(2)に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）を納付してください。なお、申告納付期限の延長（災害によるものを除く。）がされているときは、当該延長に係る期間の延滞金については、年7.3%の割合（特例基準割合（当該期間の属する各年の前年の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。(1)及び(2)において同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合（日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率が5.5%を超えた期間については、山梨県県税条例附則第12条の9に規定する年12.775%の範囲内で定める割合））で計算することとなりますので御注意ください。

(1) この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間  
年7.3%の割合（特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合））

(2) この通知書による納期限の翌日から1月を経過する日後の期間  
年14.6%の割合（特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）

○ 滞納処分

指定納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。

○ この処分不服がある場合

この処分について不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、原則として前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四十七号様式裏面を次のように改める。

(裏面)

○ 納付の方法

次の納付場所に本書を持参して納付してください。

納付場所	
山梨県指定金融機関	山梨中央銀行 本・支店
山梨県指定代理金融機関	近畿大阪銀行 梅田営業部
山梨県収納代理金融機関	銀行（みずほ銀行及びゆうちょ銀行を除く。）、信用金庫、信用組合、農業協同組合、商工組合中央金庫及び労働金庫の県内本・支店
	みずほ銀行 本・支店
	ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局（山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に所在するものに限る。）
税事務所	山梨県の県税事務所

注 農業協同組合及び郵便局については、取り扱っていないところもありますので確認の上納付してください。

○ 延滞金

不足税額に係る延滞金として、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額（当該税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）に次の(1)及び(2)の期間の区分ごとに当該(1)及び(2)に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）を納付してください。

(1) この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間年7.3%の割合（特例基準割合（当該期間の属する各年の前年の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。(2)において同じ。)が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合））

(2) この通知書による納期限の翌日から1月を経過する日後の期間年14.6%の割合（特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）

○ 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることとなります。

○ この処分に不服がある場合

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、原則として前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第百五十三号様式及び第百五十四号様式中「第71条関係」を「第70条関係」に、「第71条の」を「第70条の」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県税条例施行規則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に提出されている旧規則第百五十四号様式による県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認証明書交付請求書は、この規則による改正後の山梨県税条例施行規則第百五十四号様式による県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認証明書交付請求書とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番